

国民経済計算部会ストックワーキンググループの設置について

平成21年11月30日

国民経済計算部会決定

- 1 諮問第16号の審議のうちストック統計に関する専門的な調査のため、国民経済計算部会の下にストックワーキンググループを置く。
- 2 スtockワーキンググループは、諮問第16号に関する審議の間、設置するものとする。
- 3 スtockワーキンググループに属すべき委員及び専門委員は国民経済計算部会長が指名する。
- 4 スtockワーキンググループに座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員及び専門委員のうちから国民経済計算部会長が指名する。
- 5 スtockワーキンググループには、所属する委員及び専門委員のほか、学識経験者及び各府省の関係者等の参加を求めることができる。
- 6 スtockワーキンググループは、適宜、その調査状況を国民経済計算部会に報告する。
- 7 スtockワーキンググループでの配布資料は、会議終了後ホームページ上で公表する。
また、議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表するとともに、議事録もホームページ上で公表する。
- 8 その他ストックワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

国民経済計算部会専門委員会設置内規（平成19年11月26日国民経済計算部会決定）は廃止する。